

下関市立大学大学院における教員組織の編成に関する基本方針

令和3年3月18日

学 長 裁 定

教員組織の編成に関する基本方針

1. 下関市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、求める教員像に示す教員を積極的に登用する。
2. 本学大学院は、本学の理念と目的を達成するために、学問領域、職位構成、実務経験等における適切なバランスを配慮しながら教員組織を編成する。
3. 本学大学院は、年齢、性別、国籍等のダイバーシティの確保に配慮しながら教員組織を編成する。